

一宮市告示第287号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、告示された事項に変更があった旨の届出があったので、同条第10項後段の規定に基づき別表のとおり告示する。

令和8年6月12日

一宮市長 中野正康

団体名	新代表者の住所	新代表者名	新事務所の所在地
駅前町内会	一宮市木曾川町黒田字東針口44番地	橋本 二正	
小赤見町内会	一宮市小赤見字石塔3番地	中埜 昭広	